

1 嶺山労働者の監督行政を嶺山監督局より地方長官へ移管を期する爲本業は嶺山同盟全盛大會に提出すると共に嶺山本部を遷して運動を起すこと。 可決  
 2 労働主任會議に對し警察官の参加絕對反對 宮崎說明  
 嶺山労働會の組織は知事であり會長は警察部長である、且つ警察官が嶺山労働主任を各警察署上に招き勸諭するが如きは警察官の公平を疑はざるを得ない今後労働主任會議に警察官の参加することを無條件反對する。  
 實行方法 嶺大會に提案すると共に縣當局に陳情すること。

3 朝鮮人坑夫虐待絕對反對 村南奎說明  
 吾々が速く故郷を離れて内地に來たのは生活の安定を得んが爲である、然るに安い賃銀で而も鮮人なるが故に奴隷の如く酷使されてゐる、吾々は鮮人坑夫の虐待に徹底

反對である。

實成 森本 勇

自分が働いてゐた三菱方城炭坑で骨て落着の爲内鮮人數名の死傷者を出し時其處に居合せた坑内係は何んと言つたか、既に死亡せる内地人の遺出を先にし、遺死の鮮人を  
 1 中止

4 口ケ病を職業病として分認の件 山本戸說明

口ケ病は炭坑採掘者特有の病氣である之は職業病として取扱ふが當然である。 可決

5 ファッション労働の件 宮崎說明

國社黨は資本家のみ先権を握るもので吾等無産階級の味方でない、故にファッション的労働分子一切を打倒し現實的社會民主主義の旗の下に進進せよ。

6 緊急勸告